

阿見町議会会議録

平成29年第4回臨時会

(平成29年11月21日)

阿見町議会

平成29年第4回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号(11月21日)	3
○出席, 欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・常任委員会所管事務調査報告	7
・議員派遣報告	19
・議案第91号から議案第92号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	20
○閉 会	24

第 4 回 臨 時 会

阿見町告示第250号

平成29年第4回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年11月7日

阿見町長 天 田 富司男

1 期 日 平成29年11月21日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 茨城国体2019セーリング競技会場湖岸等整備工事請負契約について

(2) 茨城国体2019セーリング競技会場陸地整備工事請負契約について

第 1 号

[11 月 21 日]

平成29年第4回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成29年11月21日（第1日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
国体推進室長	建石智久君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之
書記	湯原智子

平成29年第4回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成29年11月21日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 常任委員会所管事務調査報告

日程第5 議員派遣報告

日程第6 議案第91号 茨城国体2019セーリング競技会場湖岸等整備工事請負契約について

議案第92号 茨城国体2019セーリング競技会場陸地整備工事請負契約について

午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第4回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

15番 久保谷 実 君

16番 吉 田 憲 市 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に日程第3，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

本臨時会に提出された案件は、町長提出議案第91号から議案第92号の2件であります。

次に、監査委員から、平成29年8月分及び9月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、

お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。

ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、先々月行いました総務常任委員会事務調査について御報告を申し上げます。

私たちは、阿見町の公共施設が新しいものでも30年ぐらい、古いものは50年以上たっているものを含めて七十数件抱えております。更新及び建て替えとなり、何らかの対策をせざるを得ない状況であります。その費用負担が一気に来ることが考えられます。

そこで、よりよい対策を可能にするため、すぐれた先進地である横手市へ、そして、2日目は全国女性消防操法大会を、去る9月の29日から9月の30日の二日間にかけて、議員6名、総務部長、事務局1名で、財産経営推進計画について視察・研修をまいりました。

まず最初に、横手市では、横手市市議会公共施設のあり方に関する調査特別委員会委員長であります佐藤清春市議会議員から、御挨拶を含め、横手市の御紹介がございました。横手市は、平成17年10月に、旧横手市を含め8市町村郡市一体の合併で人口10万人を超え、秋田県では2番目に人口の多い市になり、セカンドシティということで、それを自負しながら頑張ってまいりましたが、少子高齢化に歯止めがかからず、現在では9万2,730名弱の人口に減少しているとのことでございました。

横手市の特徴としては、基幹が農業であり、水稻はもちろんのこと、いろんな転作物が栽培されており、果樹も野菜も県下では有数な農業生産地になっているとのことでした。誘致企業については、隣の北上市までは自動車関連企業が来ておりますので、いろいろ企業誘致にも力を入れておりますが、思うような誘致がうまくいかない状況であるということでした。

本題の財産推進計画については、いわゆる合併をして、全部それぞれの施設を一緒に持ち込んだということで約900件近い公共施設があること、財政の規模も年々縮小されております。それらの施設の年数が経過しているため、それをどうするか。これからの人口減少社会の中で、

市民が求める、市民の利用される施設がどうあればよいのか、あるいは、施設の規模も含めて、どのようなものが今後必要になってくるのか。改築・改修するには、どういう手だてが必要になるのか検証を行い、市側に提言をしたということでございます。

その中で一番大きな点は、これらの施設を新しくする場合は、改築する場合は、そんな機能を持たせれば複合施設が最もよいのではないかというようなことと、もう1点は、この計画は市側、行政側が主導でつくられた計画ですので、市民の理解度がまだ不足していると。これからの推進に当たっては、市民の声、考え方、将来に向けた願望等も含みながら、市民の意見を十二分に聞いた上で最終的な判断をする。この計画は15年間の計画になっておりますが、その都度都度見直しを図りながら、市民にとってよりよい公共施設を、財産も含めた見通しを立てながらつくっていくとのことでした。

次に、高橋財産経営課長から、部局の次のような説明を受けました。

私どもの財産経営課という、今どきといいますか、今風の課の名前になってございますけれども、その前は管財課との課でございました。管財課という課名で、市の公共施設とか市有地とか施設管理、そういうものをしてございましたけれども、今お話にありました財産経営推進計画、こちらのほうを策定するために、機構改革の中で管理するだけではなく、もっと経営視点からの部署でやっていかなければならないということで、財産経営課というふうな課名になってしまいました。この計画の策定から、今現在、運営管理を任されているのが現状でございます。

私どもの所属する総合政策部ですけれども、総合政策部のほかには、情報政策課、それから経営企画課、財政課、そして、私どもの4課所属してございます。ですから、企画と財政部門が一緒の部ということで、大変これも、機構改革する際に、ブレーキがかからない状況になるのではないかとということで懸念されましたけれども、あえて、こういった時代ですから、企画と財政が同じ両輪となって進んでいかなければならないという時代に進む速度に乗りおくらせてしまうというような考え方で、こういった部署で進めていっておるのが現状でございますという説明がございました。

次に、佐藤財産経営課副主査から、5件の質問条項に対し、非常に詳しい回答がございました。まあ大変な長文でございますので、私が勝手ながら簡略をしたもので報告させていただきます。

横手市財産経営推進計画への事前の質問、5問ございました。

1問、財産経営推進計画——FM計画というそうです——策定までの経過についてという質問に対し、平成26年度当初にFM計画の作成を決定し、推進本部を設置し、庁内プロジェクトチームと推進本部事務局を中心に検討作業を進めた。この間、旧市町村単位に組織される8カ

所の地域づくり協議会に計画の概要を説明，議会へは，常任委員会・全員協議会を中心に機会を捉え進捗状況を報告し，意見交換を重ねながら策定を進め，平成28年1月から2月にパブリックコメントを実施し，平成28年3月に庁内承認，議会説明をもって策定完了とし，計画推進体制を決定しましたとのこと。

2番目の質問で，横手市における公共施設の現状及び具体的な廃止，統合化・複合化の予定についてはどうでしょうかという質問に対して，公共施設——箱物，先ほど言いましたように909施設あるそうです——2,284棟，総面積で，71万2,584.8平方メートル。廃止方針施設，そのうちの46，統合化方針計画がそのうちの17，複合化方針計画が15ということでございます。余りちょっと，これ，簡略しすぎちゃってわからないかもしれないですが，もっと詳しい説明がございました。総務委員会の常任委員の皆さんはその原稿を持ってるんで，よくおわかりかと思うんですが，事務局のほうにもその原稿がございますので，不明な点はそちらのほうで読誦していただきたいというふうに思います。

3番目に，公共施設の管理に関する基本的な考え方の整理について。FM計画の目的及び公共施設の目標達成のための3つの方針を掲げているとのことでございます。まず第一，施設の機能と建物を分離して考えている。第二，保有総量を圧縮するんだということ。第三，施設の質的向上を図ることを基本的に考えているそうでございます。

4問目の質問。具体的な数値目標，更新費用，公共施設の適正面積等は設定していますか。これに対する回答としては，今後15年間の計画の中で，更新費用推計額を40%圧縮するんだと。まあ，試算では75億7,000万円かかるんですが，財産見込みとして41億円。40%以上圧縮するんだということでございます。インフラの目的，計画的な維持管理により長寿命化を図るとともに，維持管理費の低減に取り組むということでございます。

2番目，未利用の施設や施設の設備の活用，また，処分についての考え方について。公共施設等において，現在まで4施設を民間に貸し付けていると。集会施設においても，昨年度2件，地域へ無償譲渡を行った。複合化，統廃合により廃止となる施設の利用活用等については，計画完成後も，引き続き財産経営の中で検討していきますということです。

原則として，行政財産の用途を廃止する施設については，まず，資産としての利用価値を検討し，貸し付けや譲渡の対象とする。利活用要望等がある場合は，担当部署において，市の政策と合致するか，施設の安全性，耐震性などは十分か。改修費及び利活用後の，再度その施設が廃止されるまでのライフサイクルコスト試算などによるシミュレーションにより検討し，判断をするということです。再利用をしないと決定した施設については，解体費を見積もり，財源の確保と解体までの施設の保全措置を検討し，解体計画を策定するそうでございます。

最後の5問目の質問。公共施設，インフラを含む個別管理計画の策定について，各担当部署

は独自に策定しているのでしょうか。その場合の進行管理はどうなっているのでしょうかという質問に対して、個別施設計画の策定については、現在、FM推進本部事務局、プロジェクトチームは、策定に向けて、計画内容の検討、必要なデータの蓄積を行っております。進行管理については推進本部事務局が行いますが、当面、平成32年度までの策定を目標としている段階です。各省庁から出ているガイドラインや通知をもとに、既に個別分野で策定に取り組んでいる部署、施設所管課室所もあります。個別施設計画の全体像や具体的な完成像については、検討中でありますということでした。

二日目は、秋田県秋田市向浜運動広場駐車場——こまちスタジアム駐車場において開催されました23回全国女性消防操法大会の視察を行ってまいりました。

この大会は、婦人消防隊を含む全国の女性消防隊が一堂に会し、消防軽可搬ポンプ操法の速さの正確さを競うもので、茨城県からは、本町消防団女性部が本町消防隊として代表出場いたしました。

消防軽可搬ポンプ操法は、火災現場における消火活動の基本をなすもので、消防活動を理解する上でも最も有効な手段であると言われております。そのため、全ての女性消防隊は長期間にわたる厳しい訓練を重ね、この大会に臨んできたと思います。各県の代表の操法は、指揮、規律、俊敏性、確実性などにおいてレベルの高いすばらしいもので、地域における消防活動の充実に寄与するものと感激いたしました。

本町女性消防隊の操法の結果は第5位となり、優秀賞を受賞しました。また、2番員を勤めた横張さんが個人賞、各番員で1位を受賞し、ともにすばらしい結果となりました。

全国各地の女性消防団は、これらの地域において、広報活動、一般家庭への防火指導、ひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問や応急手当指導など、多岐にわたって活躍しております。また、大規模災害時には、避難誘導などの活躍が期待されます。

当町消防団女性部は、平成16年10月に茨城県内で8番目に結成され、町民への防火・防災指導や啓発活動、応急救護の知識・技術の普及にかかわっています。特に、アメリカ式幼児防火教育には早くから着目し、小学校及び幼稚園等で教室を開催し、自分の身は自分で守るという基本概念の普及に努めているところでございます。今後も、女性の視点での活動や、女性だからこそその能力が発揮できる活躍が大いに期待されること……、多くの女性が消防団に加入していただき、さらなる活動を続けていっていただきたいと思います。そのためには、男女を問わず町民が参加しやすい環境や、会社等に勤務する消防団員が消防団活動を行いやすい環境を整備し、消防団員の確保の推進を図ることが、消防団の充実・強化につながり、ひいては、地域防災の充実につながるものと感じました。

最後に、横手市の高橋財産経営課長を初め担当職員の皆さん、そして、特に選挙中にも——

ちょうど横手市のですね、市会議員の選挙の真っただ中にですね、私たちお邪魔したもんですから、議長さんはおろか、この佐藤さんでしたっけ、この佐藤清春市議会議員ですね、この方がですね、まあ、当選は確実だったんでしょうね、潔く出てきていただいて、説明をしていただいたわけでございます。特にですね、我々の視察に気持ちよく迎えていただきました調査特別委員長の佐藤清春市議会議員に、この場をおかりして厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 申しわけありません。ここで、一言申し上げます。

議場の映像システムの機械に不具合が生じたようでありまして、1階の町民の方が見るモニターが見れない状況になっているそうです。で、大変申しわけありませんが、ここで暫時休憩をさせていただいて、システムの修理を行いたい、再起動を行いたいと思います。5分ぐらいで復旧ができるようでありますので、復旧でき次第、会議の再開をさせていただきたいと思っております。

それでは、暫時休憩といたします。少しお待ちください。よろしく願いいたします。申しわけありません。

午前10時21分休憩

午前10時42分再開

○議長（紙井和美君） それでは、皆様、大変お待たせいたしました。再起動いたしました、復旧の見込みが立たないということで、会議を再開させていただきたいと思っております。

それでは次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。長い休憩の間、再び報告をさせていただきます。民生教育常任委員会の視察報告をさせていただきます。

まず初めに、平成29年10月17日、東京都杉並区三谷小学校において、学校給食の取り組みについて視察をしてまいりました。出席委員は、私、柴原委員、栗原委員、高野委員、石引委員5名で、執行部からは吉田学校給食センター所長と鶴田学校給食センター主任、事務局からは湯原議会事務局主任、合計8名が参加いたしました。

研修は、山岸三谷小学校校長の挨拶から始まり、次に、山下学務課保健給食係長から、給食全体についての説明がありました。杉並区の学校給食の取り組みとして、大きな特徴についての説明がございました。

杉並区の場合、自校方式で、全65校全ての学校に給食室があります。内訳としては、小学校

41校、中学校23校、特別支援学校1校ということで実施をしています。この自校方式のメリットとしては、適温で提供が可能ということが最大の要因と、付随的に、子供たちが実際に給食をつくってる現場を見られることで、キャリア教育とか、つくってくれる職員の人に対する感謝の気持ちを生み出すことが挙げられていました。

次に、杉並区が標準献立というものをつくっているところが最大の特徴でした。こちらは、給食の食事の内容の安定を図るために、教育委員会の栄養士と学校に配置された栄養士が協力して、毎月の標準献立を作成しています。これを各学校に提供した上で、学校の行事だとか、子供の嗜好にあわせて、学校独自の月の献立が完成するという形になっていました。

次に、心のこもった手づくり給食へのこだわりです。具体的には、素材の味を活かした給食にしたいというところで、かつおぶし、さばぶし、煮干し、鳥がらから丁寧にだしをとってつくっていく。そのため、半加工品、調理済み食品は使用していません。例えば、冷凍コロッケを買ってきて揚げるということはない。カレーライスについては、市販のルーは使用せずに、時間をかけて小麦粉と油からルーをつくり出します。それにまぜるスープは、豚骨や鳥がらから朝からじっくり煮出し、そこにたくさんの具材を入れて、いろんな味がしみ出したものをスープとして使うということでした。そのような調理方法なので、調味料は必要最低限しか使わない。

次に挙げられるのが、多様化給食の実施ということで、こちらは自治体によって呼び名はさまざまだと思いますが、杉並区では、学校生活をより楽しくするものとして、食事内容だとか食べる場所、食べる相手といったところで、多様性に富んだ形で給食を提供していきたいと考えています。弁当給食時については、持ち運びができるということで、野外等でも実施できる給食になります。屋上を緑化している学校では、春、クローバーが咲いてる時期に、子供たちが屋上に上って食べるといった取り組みをしている学校があります。

中学校の学校給食で多様化給食として挙げられるのが、バイキング給食です。こちらは、食べる際に、児童生徒が料理の種類と量を選択できる給食です。卒業記念パーティーというところで行われている学校が多くあります。

次に、リザーブ給食。こちらは、事前に子供たちが料理の種類を選択、予約する給食となっています。

最後に、招待給食。交流給食ということで、学校内外の人で、他学級とか異学年とか、あと、地域の住民の方を招いて、給食を子供たちと一緒に食べるという給食があります。

次に、食育への取り組みですが、杉並区の食育の目標は、総合目標としては、「楽しく食べて心とからだを育むすぎなみの子、大人になっても健康で楽しく暮らせるすぎなみ」ということで、小学校と中学校別にそれぞれ目標を上げて実施しています。

次に、食育リーダーによる食育の推進で、学校では、食に関する指導、食育全体計画を作成し、また、学年ごとに年間指導計画を定めて食育を推進しています。その中心となって推進していくものが食育推進チームになり、核となる方が食育リーダーという形になっています。杉並区の場合は、全校で配置をされて、食育リーダーも全ての学校に配置されているようです。教育委員会では、こういった食育推進チーム、食育リーダーを支援するために研修を行っています。三谷小学校では、事例発表とか外部講師による食育に関する講義、また、民間事業者の食育出前授業の紹介などを通じて、学校で食育が効果的に行われるように支援をしています。

次に、杉並区の給食を全国に発信していきたいという取り組みがあり、給食レシピの公開を平成27年から開始しています。平成27年9月から掲載し、かなり好評なため、民間の出版会社のほうからぜひ本にさせてくれないかという提案があり、それを受けて、平成28年6月に「おうちで食べたい給食ごはん」ということで、レシピ本の発刊をしています。

次に、食物アレルギーの問題に対応するために、杉並区の場合は、調布の痛ましい事件を受け、マニュアルに基づく食物アレルギーへの対応を全校でしています。特別区の中では杉並区だけの取り組みとして、アレルギー対応ホットラインというものを区内の救急医療機関と協定を結んで開設しています。こちらは、学校でアレルギー症状が発生した児童生徒がいる場合、養護の先生または校長先生、副校長先生がどういった対応をすればいいのか、そういった相談を、直接、小児科の専門の医師と相談ができる直通電話のほうを開設していますと説明がありました。

次に、山岸三谷小学校校長から、スーパー食育スクールで取り組んだこと、それをベースにした現在までの取り組みを、さまざまな工夫を凝らした取り組みの説明がありました。アクティブライフ、農業体験と収穫、弁当の日の取り組み等々、話がありました。

また、三谷小学校の本校、支援本部のコミュニティ・スクールについての説明があり、数え切れないくらい多くの取り組みと課題、その解決に向けた工夫など、詳しい説明をしていただきました。

最後に、江口栄養教諭の情熱ある、さまざまな食育に対する取り組みの話がありました。和食を中心に学校給食に取り組む御苦労も並々ならぬものがあり、仕入れに関しても、調味料の原材料もスパイス以外は全て国産であり、魚であれば、月に1回か2回ですが、産直システムを利用して魚を仕入れているようです。現在、北海道から、また、静岡県、また、高知県、山口、また、鹿児島と、直接港から送ってもらうシステムをとっていると説明がありました。

また、フランス料理店の方に来ていただき、洋食のマナーを身につける取り組み。ナイフ、フォークの使い方、ナフキンの使い方、そしてマナーというものは美しく見せるためのものじゃなくて、人に不快な思いをさせない、お互いに楽しい気持ちで食べることがマナーなんだと

いうことを学びます。家庭科室でセッティングして、給食室でつくって、それを1皿1皿、支援本部の人がスープから出していくというふうなことをやっています。

この報告はほんの一部ですが、このような取り組みで、給食の残菜率は1%以下でした。これらの説明の中で動画が3回ほどあり、非常にわかりやすく充実した視察でありました。

ここで、最後になりますが、視察を受け入れてくれた杉並区の議会事務局を初め教育委員会の関係者の皆様、そして山岸三谷小学校長、ひたむきな情熱を持って学校給食に日々取り組んでおられる江口栄養教諭には大変お世話になり、この場をおかりして、心より感謝申し上げます。

続きまして、平成29年11月9日、10日、長野県阿智村へ視察に行つてまいりました。目的は、村づくり委員会からできた社会福祉法人夢のつばさ、それと、阿智村の公民館活動について研修をしてまいりました。出席委員は全委員で6名で、執行部からは松本生涯学習課長、事務局からは湯原議会事務局主任、合計8名が参加をいたしました。

初日はタクシーで駅から移動する予定でしたが、岡庭前村長の御配慮により、駅まで迎えに来ていただき、社会福祉法人夢のつばさにおいては、前村長の岡庭一雄様と理事長の原一広様、施設長の原様から丁寧な説明を受けました。

岡庭前村長とは、以前、勉強会で何度かお会いしており、地方自治について多くのことを学ばせていただきました。今回の視察においては、議員も執行部の職員の方も多くのことを学ぶ絶好の機会と捉え、前もって連絡をし、視察の講師をお願いしていました。それを快くお受けいただき、研修会の講師として迎えることができました。

実は、岡庭前村長の話聞くことが、今回の視察の大きな目的でもありました。厳しい環境の中で自治を発展させ、充実させてきたこの阿智村ですが、この社会福祉法人夢のつばさに関しても、公民館活動に関しても、岡庭前村長の講義を聞けば全てがつながっており、理解が深まると考えていました。岡庭さんからは、「地域で自治を育む阿智村の実践から」というレポート、論文をいただき、また、理事長の原さんからは、「障害があっても地域で暮らすことを求めて、地域とともに作った通所授産施設夢のつばさ」——これは、日本福祉大学の教授であった石川満さんの「障害者自立支援法と自治体のしょうがい者施策」という本の一部の中に紹介をされてたものを資料としていただきました。

また、翌日の阿智村の公民館活動については、館長の岡庭様、中里主事から、パワーポイントを使って説明がありました。今までの活動の歴史から、最近の活動事例の説明、さまざまな取り組みに、今抱えている課題。そして、これらの取り組み等、多くのことを学びました。これも、前村長の岡庭さんがつくり上げてきたものでした。そして、今年の2月には、第50回の社会教育研究集会が開かれました。本日の視察報告では、岡庭さんからいただいた「地域で自

治を育む阿智村の実践から」、それと、「障害者自立支援法と自治体のしょうがい者施策」の一部を紹介させていただきます。

「地域で自治を育む阿智村の実践から」。住民自治への転換ということで、従来の行政の目的は、住民のための行政、住民参加の行政という、行政がどう住民の意向に沿い、住民の参加を促して進めるかを目的としたものでした。当時は、限定的であっても、国の方向は福祉国家を目指しており、経済成長によって財政的にも拡大の方向にありました。行政主導で進めることで、地域の福祉や経済は一定の充実を可能にしていました。しかし、市場原理主義や経済のグローバル化でその方向が大きく転換し、財源においては拡大を期待できない状況を迎えることになりました。

こうした中で、地域の経済を立て直し、地域の福祉を守っていくためには、外からの力によるのではなく、地域内にそれを担う力をつくることが求められました。それを可能にするためには、地域全体がそうした力を創造していくことが必要になり、住民が受け手からつくり手にならなくてはなりません。住民自身においても、自らの暮らしを高めていくためには、行政任せでなく、自らも地域をつくっていくことが大切であることに気づいてきました。こうしたことを背景にして、村づくりの目標を、住民一人ひとりの人生の質を高められる、持続可能な発展の村としました。この目標を発展させるためには、本来の地方自治の姿である住民自治を高めていくことが欠かせないことになったのです。

住民自治という言葉はあっても、具体的にどのように進めるか、経験がない状況でした。そこで、誰にでもわかりやすい言葉として、住民主体の行政としていました。住民にとって、突然、あなたたちが地域の主体者ですと言っても、わかってもらえることはできません。今までの行政の進め方を変えることで、自然に自覚していってもらうことが大切でした。

まず、行政の側が住民の要望を単に取り入れるのではなく、住民とともに考えながら、住民からの提案を待ち、政策化し、必要な情報は常に提供する。事業等の計画、実施に当たって、住民間の協議や決定を重視し、行政の都合でものを決めないということを積み重ねることで、住民自身が主体者としての自覚を高めてもらうこととしました。地域づくり等に積極的に関わり、主体的に地域のことに取り組む気持ちを多くの住民の皆さんは持っている。行政がどうかかわるかが問題なのです。地域課題や生活課題に対して、すぐに取り組んで、既に取り組んでいる住民が、行政がしっかり対応していることで信頼され、住民主体が広がるものと考えました。

基本としては、行政は、行政情報の全てにわたって情報の公開を行うとともに、住民の学習、実践を支援し、住民に判断を委ねる。議会は、審議を通じて住民判断を手助けすると同時に、決定に責任を負う。住民は、自分の地域や暮らしの主体者として、企画し、発言し、実践する。

そして、行政情報の共有化——住民が主体者として行政にかかわることに際して必要なことは、判断するための情報の取得を容易にすること、積極的に情報を住民と共有化することでありませす。住民が必要としているか否かにかかわらず、あらゆる情報は、主体者である住民のものであるという認識がなくてはならない。

そして、従来は、住民が住んでいる地域の行政要望は年2回開かれる行政懇談会で出されましたが、日常的には、地区の村議会議員が持ち込まれることが一般でした。地域内の御用聞き的な役割を議員は持っていました。時には、これらの要望が地域内で十分協議されておらず、実施に当たって困難を来すこともありました。住民が地域の課題を地域内で十分協議し、直接要望を行い、あるいは対策を提案することによって住民主体の村づくりは発展するわけで、行政担当者と住民との協議の場が住民自治であるという考えに立ち、議員の直接の要望は遠慮してもらうことにしました。これを実現するためには、住民自治が、住民内で協議を行うことができる——行政は、全ての住民が自由に行政に要望し、それについて分け隔てなく対応し、公平な対応をするということができなくてはなりません。

このような進め方に対して、住民からは、自分たちで考え、自分たちで地域の合意を得、自ら役場と交渉し進めるとすれば、議員は何をするのだという意見も出されました。こうした意見を受けて、議会では、議会議員は地元の御用聞きではない。村の重要な施策を考え、提案し、地区の利益だけでなく、村全体のありようを考えるのが議会議員の本務であるということに到達しました。

この後、予算編成の住民参加、協働について等々ありました。

次に、住民主体の形成と公民館ということで説明がありました。住民自治を進めるためには、住民自身が主体者としての自覚がなくてはならない。住民が主体者として自覚していくため、いわゆる主体の形成が図られることが欠かせません。そして、住民の学習の機会や教育の機会を保障するとともに、また、住民自治の発展にとって欠かせない——阿智村の場合、住民の学習要求に応える機関として、公民館が役割を担っています。戦後、全国につくられた公民館は、公的な社会教育機関として、地域の民主化や生活の向上に大きな役割を果たしてきました。

住民が持つ生活課題や地域課題を住民自身が主体的に解決していこうと考えた場合、前記したように学習が必要になってくるのである。公民館が、こうした住民の持つ課題を学習課題に発展させ、地域をつくる学びを住民とともにつくってきました。住民個々が持つ課題を社会的な課題として意識化し、課題を解決する力を学ぶことによって、阿智村のそれぞれの住民自治は発展してきました。自由な学びを保障し高める公民館が、住民自治のプラットフォームとしての役割を担ってきました。公教育機関としての公民館での学習を経る過程で、それぞれの持つ地域課題解決がリアリティーを持つものになり、普遍的なものとなって、関心を持った限られ

た住民の課題から、多くの住民の課題へと発展することができるのでありますと、このような説明がありました。

そして、岡庭さんの話が終わりました、この原さんの——理事長のほうから、施設長のほうからの説明がありました。これは、先ほどちょっとお話ししました、「障害があっても地域で暮らすことを求めて」というこのレポートが非常に時系列でよく書かれておりまして、それについての説明でした。部分的に、ちょっと御紹介したいと思います。

2000年の12月、こたつを囲み、5人の親たちは話し合いを始めた。で、養護学校を再来年卒業するけど、進路はどうするか。今までのように、地域の一人として暮らしていきただけでも、自宅からどこか通わせたいけど、この地域には何もない。このまま在宅になるのか、解決の糸口が見えない状況で、最後にこの5人は一緒に考えてくれる人を探そうと、こうなって、公民館に持ち込まれました。

公民館主事は、民生福祉部門の担当だということは簡単である。しかし、単なる施設建設の要求にとどまらず、障害者がノーマライゼーションの実現に踏み出すためにはどうしたらいいか。障害者福祉と人権問題という、住民全体の地域課題として、その学習の発展の大きな可能性に気づいたとき、「よく公民館に相談いただいた」と。社会教育に携わる者として、障害者福祉分野に取り組めることのありがたさを感じた、このように回想しておられたそうです。

そして、社会教育の中で、通所施設を考える会を結成。これは、中央公民館長の呼びかけにより、通所施設を考える会、この準備委員会が2000年につくられ、そこから1つずつ階段を上っていきました。その後、障害児・者と家族の会グループ夢のつばさが発足。この考える会の村づくり委員会、先ほど言いましたが、そこへ登録をし、岡庭一雄前村長はこのとき村長でありましたので、住民主体の村づくりを目指し、2000年より村づくり委員会構想を打ち出し、推進を図ってきたと。

村づくり委員会は、地域のことはそこに住む村民たちが知恵を出し合い、研究を重ねて、地域の活性化案や将来の姿を村に提案するものだ。研究に必要な講師を招く費用や先進地への視察等の交通費などは、原則として村より支給される。そこで、考える会として、このシステムを大いに活用することにし、2001年9月に村に登録をしました。研究課題と目的として、さまざまな障害を持っていても、地域の中で安心して暮らせる地域づくりはどうあったらいいか。障害を持つ方が日中生活を豊かに送れるような生活や仕事のできる場、施設をどうつくっていくか。施設は2004年4月開所を目指す。そういうことで、構成メンバーも幅広く集まり、予算を組み、そして、この学びながら阿智村社会教育研究集会での発表を重ね、また、学習をし、そして、建設に向けて進んでまいりました。そして、請願書を出し、また、その中で共同作業所つばさのいえキラキラが開所され、考える会の体制強化と提言の準備、そういうことを

行う中で、障害者の実態調査、これも行いました。これは、この論文を書かれた日本福祉大学の石川満教授に依頼して、これは実施を行ったそうです。そうして、2002年12月の8日に障害者シンポジウムを開催。多くの方に、この障害者の今の現状、課題、これからどのような方向で進みたいか、そういうことを理解していただくことができたそうです。

シンポジウムを終えて、岡庭村長にこのとき面会に行ったところ、これで施設ができる、つくれる、そのように確信をして行ったところ、岡庭村長から、厳しい財政の中、今、施設をつくることはできないと却下をされたそうです。しかし、その後、村として研究が再開されて、2003年の5月下旬になって、岡庭村長は、公の責任として、この施設を建設することを決定されました。ただし、条件として、運営そのものは役場や村社協では担えないので、皆さんに任せたい、皆さんでやってくださいと、このような提案でした。これを受けて、考える会とグループ夢のつばさは原点に戻って、自分たちがつくりたい施設はどんな形か話し合った結果、地域に根差し、地域とともにあるとの思いから、運営法人も地域に根差したものにしようとして決めました。そこから法人立ち上げの準備、社会福祉法人をつくるのに資金が要る、その資金の準備、基本財産、また、運営資金、これを一生懸命いろんな形で工夫して集めて、やっと2005年、法人認可がおりたのが3月の18日でありました。

今、先日行ったところ、この夢のつばさでは、通所者が40名、支援員が50名って言ってました。他動性の方も全ての方を全部受け入れているので、多くの方の支援をいただきながら、この施設が今運営されている。ほんとにさまざまな取り組みで、まさにノーマライゼーションそのものを実践している施設であります。

そして、最後になります。どんなに障害が重くとも、その人と家族が望めば、地域の中で暮らしていきたい。一人ひとりに合った仕事をして人々と暮らし、その人らしく生きていきたい。この指針を念頭において、障害のある人たちを支援するための企画及び運営を実践しております。

まとめとして、このように出ております。2000年12月の困った話から夢を語り、未来の姿を皆で考えた一連の過程を振り返ったとき、原動力となったポイントが幾つか挙げられます。親たちの切なる強い願いが存在し、その後、自分たちの役割を明確にできたこと。2つ目に、地域の人たちが、自分たちのこととして積極的に学習に参加し、ともに悩み、考え、知恵を出し、かわりを継続してくださったこと。まさに阿智村には、社会教育の理念がしっかりと根づいています。

村づくり委員会を活用する中で、専門家の助言を適時に受けることが可能だったので、将来構想についてより現実的で具体的なプランをつくり上げることができ、行政、議会、地域住民などにわかりやすくプレゼンテーションができたこと。特に、地域住民の主体性を引き出し、

それを増幅させるシステムである村づくり委員会の意義を、考える会会員が理解し、実践を重ねることで提案が生まれました。この提案を受けた行政の力量と決断力が存在していたことが、施設建設へとつながったと考えています。このように、最後、結ばれております。

このたびの視察において、阿智村の岡庭前村長を初め社会福祉法人夢のつばさの原理事長と職員の皆様、阿智村中央公民館長の岡庭館長、中里主事と、多くの方々の支援をいただき、この場をおかりして心より感謝申し上げます。

以上で、民生教育常任委員会の長野県阿智村の夢のつばさと公民館活動についての視察報告を終わります。

○議長（紙井和美君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

ただいま、17番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は18名です。

それと、先ほどシステムが復旧をしたということだそうです。

議員派遣報告

○議長（紙井和美君） それでは次に、日程第5、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。副議長野口雅弘君、登壇願います。

〔副議長野口雅弘君登壇〕

○副議長（野口雅弘君） おはようございます。それでは、命により、議員派遣報告をさせていただきます。

去る10月25日、河内町農村環境改善センター多目的ホールにおいて、平成29年度県南町村議会議員大会が開催されました。これは、県南地区の議員の情報交換と資質の向上及び研さんを目的とするものです。阿見町からは、議長を初め議員15名、議会事務局からは3名、そして、来賓として天田町長が出席されました。

まず、大会宣言の後、決議が採択されましたので、読み上げさせていただきます。

- 1つ、東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と、大規模災害対策の確立を期する。
- 1つ、地方創生のさらなる推進を期する。
- 1つ、分権型社会の実現と道州制導入反対を期する。
- 1つ、町村財政の強化を期する。
- 1つ、議会の機能の強化及び議員のなり手確保を期する。
- 1つ、農林水産業振興対策の強化を期する。
- 1つ、中小企業振興対策の強化を期する。

- 1つ、環境保全対策の推進を期する。
- 1つ、情報化施策の推進を期する。
- 1つ、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する。
- 1つ、少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する。
- 1つ、教育・文化の振興を期する。
- 1つ、交通及び生活環境の整備促進を期する。
- 1つ、消防体制の強化を期する。

以上、14項目の決議を採択し、平成29年度県南町村議会議員大会を閉会いたしました。

続きましては、「自分を生ききる、ということ」をテーマで、作家、クレヨンハウス代表、落合恵子氏の講演がありました。

この講演では、落合氏の活動や貴重な体験を交え、次世代の子供たちに何かを残したいという思いですばらしい社会貢献をされており、命と生きること、前に進むことの大切さなどを、人として生きていく上で何が大切かを一から考えさせていただくよい機会となり、大変意義深く聴講することができました。

以上、議員派遣報告を終了します。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） 以上で議員派遣報告を終わります。

議案第91号 茨城国体2019セーリング競技会場湖岸等整備工事請負契約について

議案第92号 茨城国体2019セーリング競技会場陸地整備工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に日程第6、議案第91号、茨城国体2019セーリング競技会場湖岸等整備工事請負契約について、議案第92号、茨城国体2019セーリング競技会場陸地整備工事請負契約について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、11時過ぎましたので、こんにちは。

昨日は、地方自治法施行の70周年記念ということで、国際フォーラム——東京のほうに、議長と一緒に出席をさせていただきました。天皇陛下、皇后陛下の御臨席のもと、3,500人からの地方自治関係の皆様が御集結をされております。また、野田総務大臣の式辞、そして来賓——安倍首相、そして衆参の議長さん初め大勢の来賓の皆様がおいでになりました。

非常に有意義な話も聞かさせていただきましたが、ただ、やはり少子高齢化の中で人口減少、これをどうやっていったらいいかっていうのは、もうなかなか手だてがないっていうような、そういう感じを受けました。パネルディスカッションには、そういう中で、36歳でしたっけかね、女性の、青森の、やっぱり首長さんが出ていましたけど、やはり、どうしても年代の格差が多っていうことで、なかなか意見の集約ができないなど、そういう話をしておりました。

そういう中、今日は、議員各位にはお忙しい中、臨時議会に御出席をいただきましてありがとうございます。

議案第91号、茨城国体2019セーリング競技会場湖岸等整備工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、茨城国体セーリング競技会場の湖岸等整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成30年8月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付をしました工事概要書のとおりであります。

議案第92号、茨城国体2019セーリング競技会場陸地整備工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、茨城国体セーリング競技会場の陸地整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成30年8月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

この契約が可決されることにより、大体、大きな事業が終了するのかなと、そう思っております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まあ、慎重審議をとということで、全協でもね、御説明があったのかなとは思いますが、改めて今回ですね、湖岸等の整備のしゅんせつとの関係、栈橋の関係が出ておられますので、この機会にお聞きしたいと思いますが、まず1つは、この栈橋も含めてですね、この国体開催以降っていうんですか、国体開催以降、残る施設といますか、残る施設はどれな

のかまず教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

皆様のお手元ですね、工事概要書、議案のほうでいきますと、91号の工事概要書の護岸の図面がお手元にあるかと思えます。この護岸の部分ですね、まずスロープ部分、これが……、失礼しました、栈橋部分がまず残ります。それと、スロープ部分が、40メートル部分が2本列記されておりますが、栈橋側の40メートルの部分が残る形になります。これが国体終了後、残るものとなります。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 残るべき施設は、本設の栈橋スロープ、それと、そのスロープ工で本設と言ってる部分かな、この40メートルのスロープが残ると。こういうことだというふうに理解しました。

それで、残るわけですけれども、この残った施設、この残った施設というものを、一応、現在のところね、利活用というか、方針があるのではないかなと思うんですけども、今後、残った後、どのように使っていくのかっていう方針は立ってるんですか。

○議長（紙井和美君） どちらかな。国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

栈橋とスロープがこのような形で残りますので、まず基本的に、町の管理物として管理をすることになります。そして、安全対策等々もございますので、基本的には一般開放はしないということになります。で、そのほかにセーリング競技を県南エリアのところで、霞ヶ浦高校を中心にですね、土浦一高さん、それから日大さん、それから土浦工業さんですかね、そういったセーリングの部活を持っている学校さんがありますので、そういったところにまず積極的に活用をしていただくということが1つだろうと思います。

そのほかにですね、霞ヶ浦を中心に、親水事業ということで、町の取り組みで、観光対策もしくは生涯学習の一端を担うような、そういった教室授業等も今後考えられるんだろうというふうに思います。まだその辺のところの具体的な見通しはございませんが、そのような考え方を今、持っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。まあ、一般開放はまずしないと。それと、高校ですね。高校でセーリングの——セーリングっていうか、これ、ヨット部っていうのかな——

活動をされてるところに利活用するような形なんだというふうに理解しました。

それで、プレ国体で、一度しゅんせつをした後ですね、1年後の本番のときにまたしゅんせつをして、その深度っていうんですかね、を確保するというこのようですけれども、そうすると、その後ね、高校のヨット部、セーリング部、そこが活用するとか、もう1つおっしゃってましたね、大会等で活用すると。そうすると、そのときには改めてしゅんせつという作業といますか、その工事が出てくるのかどうか。これをちょっと確認したいと思うんですけれども。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

今回、プレ大会前に工事のほうは実施しますので、本大会に間に合うように、余掘りということで、少し枠をあれして、掘った形で大会は臨もうと思っております。ただ、念のために、本大会前には水深のほうは、簡易ですけども確認をしながら、本大会は迎えたいというふうに思います。

で、事後の問題につきましては、やはり、そのしゅんせつ土が集まるというような、流れるというようなことも当然想定されますので、そういったことも含めてですね、使用をしていただける方々とですね、どういう方法で維持をしていくかっていうことは、当然、議論をしていかなければいけない問題だと思います。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） 工事内容について、ちょっとお伺いします。

しゅんせつ土運搬処理工で2万6,000立米の掘削した土というか、汚泥というか、砂が出るかと思うんですが、これの処分地、まあ、業者に一任しちゃうのか、それとも再利用というか、その土の利用をするというような予定はございませんか。

○議長（紙井和美君） 国体推進室長建石智久君。

○国体推進室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。

このしゅんせつ土につきましては、こちらの概要書にあります、その会場地のところからですね、約1キロ沖合に、ちょうど以前に民間さんがしゅんせつをされたところがございまして、水深7メートル、8メートルぐらいの深場がございまして、そのところに移動する形になります。ですので、湖内での処理ということになりますので、再利用という考え方ではございません。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第91号から議案第92号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第91号から議案第92号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第91号から議案第92号については、原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第4回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

大変に御苦労さまでした。

午前11時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 久保谷 実

署 名 員 吉 田 憲 市